

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

JALUXグループは、経営の健全性、並びに企業価値の向上を目的に、コーポレートガバナンス体制について継続的なレベルアップを図るとともに、行動指針の制定や諸規程の整備等を行っており、法令・諸規程の遵守の徹底に努めてまいります。また、適切かつ効率的な業務執行を確立すべく、経営の公正性と意思決定の透明性の確保についても積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】(株主総会における権利行使)

本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」に記載の内容をご参照ください。

【原則4-8】【補充原則4-8-1】【補充原則4-8-2】(独立社外取締役の有効な活用)

当社は、現在、社外取締役4名を選任しております。このうち、社外取締役1名を、独立性判断基準に基づき、独立役員としての届出を行っております。前年度に引き続き、2020年6月16日開催の第59回定時株主総会において、独立社外取締役1名が選任されたことに伴い、その役割・責務を果たしていただくことで、社外取締役4名が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する役割を果たせるものと考えております。今後、引き続き当社のコーポレート・ガバナンスの状況をふまえつつ、独立社外取締役を複数名選任することを検討してまいります。

【補充原則4-10-1】(任意の仕組みの活用)

当社は、経営陣幹部・取締役の報酬については、取締役、社外役員それぞれの世間水準および役職によるバランス等を考慮して、取締役については株主総会が決定する報酬総額の限度内において、それ以外については取締役会の審議を経てこれを決定しております。当社は、独立性判断基準を策定し、独立社外取締役1名を選任しております。今後、指名・報酬等の重要な事項に関する検討に関し、適切な助言を受ける体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】(政策保有株式)

上場株式の政策保有については、取引関係の強化及び維持を目的としており、当社の企業価値の向上につながる企業の株式を保有対象とすることを基本方針としております。今後、事業の拡充に際し、上場株式の政策的保有が必要と考えられる場合には、保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係等を踏まえ、保有の可否を検討することとともに、保有株式については、企業価値向上への貢献度等を勘案して、適宜、見直し、保有する意義が乏しくなったと判断される銘柄については売却を検討してまいります。

また、それら政策保有株式に係る議決権の行使については、当社および投資先企業双方の中長期的な企業価値向上に繋がるか、または当社の株式保有の意義が損なわれないかなどを当社判断基準とし、適切に議決権を行使してまいります。

【原則1-7】(関連当事者間の取引)

当社は、主要株主等との関連当事者間の取引については、有価証券報告書にて開示するとともに、企業会計基準及び企業会計基準適用指針に準じて関連当事者との重要な取引と判断されるものについて取締役会にて決議を行うとともに、その他の関連当事者との取引については、重要性やその性質に応じて、取締役会へ報告を行っております。また、関連当事者間取引における取締役の利益相反取引について、取締役会での決議を要することとしており、法令に則った手続きにより適正に実施しており、前年に取締役会にて承認された取締役の利益相反取引の実績についても、取締役会にて報告を行っております。

【原則2-6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、企業年金の積立金の運用は、専門性が必要となることから、すべてを委託運用としております。投資先企業の選定や議決権行使の判断は運用受託機関に委ねられており、運用受託機関からの四半期ごとのレポートを基に精通した担当部署がモニタリングを適切に行うことにより、従業員利益の最大化に努めております。

【原則3-1】(情報開示の充実)

(1)当社の目指すところ(経営理念・経営ビジョン)は、以下のURLに開示しております。

<https://www.jalux.com/profile/vision.html>

当社の2016年-2020年中期経営計画は、以下のURLに開示しております。

<https://www.jalux.com/ir/statements.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社、経営の健全性、並びに企業価値の向上を目的にコーポレートガバナンス体制について継続的なレベルアップを図るとともに、行動指針の制定や諸規程の整備等を行っており、法令・諸規程の遵守の徹底に努めてまいります。また、適切かつ効率的な業務遂行を確立すべく、経営の公正性と意思決定の透明性の確保についても積極的に取り組んでまいります。

(3)報酬の決定方針・手続き

報酬については、株主総会が決定する報酬の限度内において、取締役、監査役、社員役員それぞれの世間水準及び役職によるバランスなどを考慮して、監査役については監査役会の協議を、それ以外については取締役会の審議を経てこれを決定します。取締役(社外取締役を除く)の報酬は定額報酬、賞与、ストックオプション報酬にて構成され、社外取締役の報酬は定額報酬及び賞与、監査役の報酬は定額報酬にて構成されています。詳細については、当社ウェブサイトに掲載の「有価証券報告書役員報酬等」に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。

https://www.jalux.com/ir/fin_report.html

(4)取締役・監査役候補者の選解任方針・手続き

取締役候補者及び監査役候補者の選任については、当社役員として相応しい見識・能力・人格を有する人物を候補者とするとし、選解任にあたっては代表取締役が提案し、社外有識者の意見を参考にしながら(監査役候補者については、さらに監査役会の同意を得て)取締役会において十分な審議を経て決定しております。

(5)取締役・監査役候補者の個々の選解任についての説明

当社では、株主総会参考書類において、取締役及び監査役候補者の選解任の理由を開示しております。詳細については、当社ウェブサイトに掲載の「定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますので、以下URLをご参照ください。

<https://www.jalux.com/ir/shareholder.html>

〔補充原則4-1-1〕(取締役会の役割・責務)

当社は、取締役会の決議をもって決定すべき事項については、法令に定められた事項の他、金額やリスクの度合いに応じ「取締役会規程」及び「職務権限基準表」において定めております。取締役会の決議をもって決定すべき事項以外の業務執行の意思決定については、業務執行の迅速性の一層の向上を図るため、社長執行役員以下の経営陣に委任しております。

〔原則4-9〕(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、独立社外取締役の「独立性判断基準」を策定し、当該基準に基づき独立社外取締役候補者を1名選任しております。

「独立性判断基準」は以下URLをご参照ください。

<https://www.jalux.com/ir/corpgv.html>

〔補充原則4-11-1〕(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方)

当社取締役会は、現在、取締役7名体制が適正規模であると考えております。その選任につきましては、まず代表取締役において、社外有識者の意見を参考にしながら、取締役として相応しい職務経歴であることのほかに、多種多様な専門分野での見識・能力・人格を有する候補者がバランスよく揃うよう意識して取締役候補者を指名し、取締役会での十分な審議を経て決定しております。また、社外取締役については、上記に加え、客観的な視点に基づき、豊富な経験と幅広い見識を活かし経営全般に対する監督、チェック機能を果たすことができるものと考え、選任しております。

〔補充原則4-11-2〕(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)

当社は、社外取締役・社外監査役をはじめ取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼務状況は、合理的な範囲に留まっていると考えており、その具体的な兼務状況については、事業報告及び有価証券報告書を通じて毎年開示を行っております。

〔補充原則4-11-3〕(取締役の実効性評価)

当社は、取締役会の更なる機能の向上を図るために、毎年、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行うこととし、その概要を以下の通り開示することとしています。

〔分析・評価方法〕全ての取締役および監査役を対象に書面による自己評価アンケートを実施し、アンケート回答の集計結果に基づき、取締役会において議論を行うこととしています。

〔アンケート項目の概要〕取締役会の役割・責務、取締役会の構成、取締役会の運営方法、取締役会の意思決定プロセス、取締役会の議題、取締役会による監督、取締役会を支える体制、株主との対話、株主以外のステークホルダーとの適正な協働

〔分析および評価結果の概要〕

上記に基づき実施した結果、以下内容が確認されております。

- ・取締役会の規模・構成は適正である
- ・取締役会の役割責務は十分明確化されている
- ・取締役会規程に基づき上程された議案の数、内容、審議時間は適切であり、取締役会において自由闊達な審議がなされている
- ・取締役会における経営上の重要事案に関する意思決定および業務執行に対する監督についての実効性が確保されている
- ・当社グループのコンプライアンス経営の維持・向上を推進するため、コンプライアンス委員会が設置されコンプライアンス遵守の体制が整っている
- ・株主との対話については、適切な体制が構築されている
- ・取締役会議案資料の配布時期の早期化を図っていく

〔原則4-14-2〕(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)

当社は、役員に対し、就任時及び就任以降も継続的に、事業活動に係る情報や知識を提供する等、必要な知識を習得する機会を提供しております。とりわけ社外役員に対しては、当社の経営戦略や事業活動状況等の理解を深めるため、就任時にこれらの説明を行うと共に、経営環境等について継続的に情報を提供しております。また、それぞれの役割と責務を適切に果たせるように、セミナー等の参加機会を提供しており、その費用については、会社負担としております。

〔原則5-1〕(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、経営の公正性と透明性を高めるため、迅速かつ適正な情報開示に努めるとともにIR専門組織として経営企画部広報IR課IR担当を設置し、投資家(株主)等に対する適切な広報活動に積極的に取り組むことを基本方針としております。

また、株主との対話を補助する部門である経営企画部、総務人事部、法務・リスク管理部、財務部の各部門を統括する担当役員をIR統括責任者として、株主との対話全般について統括を行う経営陣として指定するとともに、当該IR統括責任者が、各部門を統括する担当役員として適時かつ適正な情報開示がなされるようにこれらの部門署間の連携を図っております。

主な広報活動としては、アナリスト・機関投資家向けに年度決算説明会を開催し、代表取締役社長より年度決算説明、事業計画、中期経営計画の説明を行っており、株主による面談の要望につきましては、適宜、IR統括責任者が対応できる体制としております。

これらの活動を通して把握された株主の意見・懸念等につきましては、経営戦略会議及び取締役会で報告されております。株主との対話に際してのインサイダー情報の管理については、決算発表前の期間は株主・投資家との対話・取材を制限する等、適切に対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
双日株式会社	2,810,500	22.00
日本航空株式会社	2,727,500	21.35
日本空港ビルデング株式会社	1,022,000	8.00
GOLDMAN,SACHS & CO.REG	546,796	4.28
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	465,200	3.64
東京海上日動火災保険株式会社	455,500	3.56
空港施設株式会社	168,000	1.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	145,500	1.13
株式会社JALUX	123,707	0.96
日本トラスティサービス信託銀行株式会社(信託口5)	112,800	0.88

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情更新

【主要株主の企業グループにおける当社の位置づけ及び関係】
双日株式会社は当社の議決権を22.27%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社です。当社は同グループとの関係において事業運営及び取引では自律性を維持しながら、物品販売等の取引を行っております。

日本航空株式会社は当社の議決権を21.61%所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社です。当社は同グループとの関係において

事業運営及び取引では自律性を維持しながら、物品の販売その他業務受託等の取引を行っています。

【主要株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況】

当社は上場企業として一定の独立性を確保し、双日株式会社及び日本航空株式会社との取引においても、その他一般取引と同様に市価を基準として公正かつ適正に行なっており、支配株主を利する取引、当社ひいては少数株主に不利益な取引は無いと考えています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川 洋一	他の会社の出身者								○			
太田 茂	弁護士											
斎藤 祐二	他の会社の出身者					○		○				
村井 宏人	他の会社の出身者							○	○			

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 洋一		日本空港ビルデング㈱の業務執行者です。当社は同社との間に資本業務提携契約ならびに賃貸借契約および物品販売等の取引関係があります。	小川 洋一氏は、2016年より当社社外取締役に就任し、空港運営事業を行う複数企業での豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただいております。引き続き、客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与していただきたいことから、社外取締役候補者として選任しています。

太田 茂	○	——	太田 茂氏は、2017年より当社社外取締役役に就任し、検察官、弁護士、大学教授等法務分野における豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただいております。引き続き、当社とは独立した客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与していただきたいことから、社外取締役候補者として選任しています。
斎藤 祐二		当社主要株主である日本航空㈱の業務執行者です。当社は同社との間に物品販売その他業務受託等の取引関係があります。	斎藤 祐二氏は、2019年より当社社外取締役役に就任し、航空会社における国内外全般の航空事業分野での豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に対する監督、チェック機能を果たしていただいております。引き続き、客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与していただきたいことから、社外取締役候補者として選任しています。
村井 宏人		当社主要株主である双日㈱の業務執行者です。当社は同社との間に物品販売等の取引関係があります。	村井 宏人氏は、双日株式会社及びその国内外の関係会社において総合商社事業また経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。その経験や見識を活かし、客観的な立場で取締役会の意思決定や監督機能の実効性強化に寄与していただきたいことから、社外取締役候補者として選任しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

□監査役と会計監査人の連携状況
 監査役による社内監査は、監査役会のスケジュールに基づき実施され、随時、監査役による実態調査等が行なわれています。また、監査役は会計監査人から、監査計画及び監査の結果について報告及び説明を受けるとともに、必要に応じて打ち合わせの機会を持つなど情報交換を行い、相互の連携を高めています。

□監査役と内部監査部門の連携状況
 当社の内部監査は、監査部を担当部署として実施しています。監査部は業務全般の取扱や財産の管理が適正に行なわれているかについて、調査及び評価を実施し、その結果に対し必要な改善事項を指摘するとともに改善状況のフォローアップを行なっています。また監査部は内部監査に関する計画、及び監査結果等を随時、監査役に報告しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
後藤 浩之	他の会社の出身者										○		
鈴木 省一	他の会社の出身者										○		

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 浩之	○	東京海上日動火災保険㈱の業務執行者です。当社は、同社との間に損害保険代理店としての取引関係があります。	後藤 浩之氏は、2019年より当社社外監査役に就任し、東京海上日動火災保険株式会社の常務執行役員としての豊富な経験と専門知識を活かし、経営全般に関する監督、チェック機能を果たしていただいております。当社とは独立した客観的な立場で監査役としての役割を適切に遂行し、当社の経営の公正な監査を期待できることから、社外監査役として選任しております。なお、当社と同社との間に取引関係がありますが、その取引額は当社の売上規模に鑑みると軽微であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、当社は、同氏が独立性を有すると考えています。
鈴木 省一	○	あいおいニッセイ同和損害保険㈱の業務執行者です。当社は、同社との間に損害保険代理店としての取引関係があります。。	鈴木 省一氏は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社の多数の部署において、また2019年より理事や執行役員を務める等、豊富な経験と専門知識を有しております。その経験や見識を活かし、当社とは独立した客観的な立場で監査役としての役割を適切に遂行し、当社の経営の公正な監査を期待できることから、社外監査役候補者として選任しています。なお、当社と同社との間に取引関係がありますが、その取引額は当社の売上規模に鑑みると軽微であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、当社は、同氏が独立性を有すると考えています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役及び執行役員の士気を高めるとともに株価を意識した経営を実践することを通じて、収益拡大と企業価値の増大を図ることを目的に導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

執行役員に関しても同内容の制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬総額を、社内、社外毎に総額で開示しています。
また同内容は、有価証券報告書に掲載し、公衆の縦覧に供しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役については、経営企画部より、取締役会議案の事前説明を含む情報提供、報告等を実施しています。
社外監査役については、常勤監査役及び監査部より、情報提供、報告等並びに監査サポートを実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

【現状の体制の概要】

□業務執行

・当社では、コーポレート・ガバナンス充実の観点から、会社経営の効率化・健全化、適切且つ確な経営判断を可能にするとともに、その判断に基づく意思決定の迅速化を目的とした経営体制を推進しています。
・取締役会は、株主の付託を受けた取締役で組織し、法令及び定款の決議事項を含め、会社経営全般に係わる基本方針を審議・決定する意思決定機関として、常勤取締役3名、社外取締役4名で構成し、毎月1回開催いたします。また、取締役の職務執行を監督するため、社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、適切な監査が行われるようにしています。
・経営戦略会議は、当社及びグループ各社の経営戦略及び経営管理事項を、中長期的な視点も含めて全社の視野で審議し、必要な決裁に導く社長執行役員の諮問機関として位置付け、執行役員8名で構成し、原則毎月2回開催しています。また、常勤監査役1名も出席し、会社経営について適切な監査が行われるようにしています。

□監査・監督

・監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な社内会議への出席や、業務・財産の状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。
・監査役会は、定期的に開催し、取締役会の議題についての事前審査、各監査役の活動状況の共有、意見交換等を行なっています。

□指名

・取締役候補者及び監査役候補者の選任については、当社役員として相応しい見識・能力・人格を有する候補者を指名することとし、指名にあたっては代表取締役が、社外有識者の意見を参考にしながら(監査役候補者については、さらに監査役会の同意を得て)取締役会において十分な審議を経て決定しております。

□報酬決定

・取締役及び監査役の報酬は、株主総会で決議を経た総枠の範囲内において取締役会及び監査役会にて決定します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

【現状の体制を採用している理由】

当社では、経営の効率性、健全性の確保を目的に、当社事業内容及び会社規模に鑑みた業務執行機能と業務管理監督・監査機能のバランスを効果的に発揮する観点から、上記の体制を採用しています。また、取締役会による取締役の職務執行の監督機能は、取締役間の相互監視機能として働き、経営戦略及び管理事項を審議する経営戦略会議は、経営の意思決定とこれに基づく業務の執行を迅速かつ適正に実現するための機関であり、株主総会で選任された社外監査役2名を含む監査役3名による監査活動は、経営の公正性及び透明性を確保するものであります。上記の体制を採ることにより、当社では、適切妥当性のある経営判断、迅速性のある業務執行、そして有効性のある監査活動が効果的に機能しているものと考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知を法定期日以前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けて開催しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社は、株主構成の変化や外国人株式保有比率等を総合的に勘案し、現時点では議決権電子行使プラットフォームの利用は行っておりません。ただし、今後、株主構成が変化したり外国人株式保有比率等が一定程度まで増えたりした場合(例えば、外国人株式保有比率が20%を超えた時点)においては、必要に応じて適宜対応してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、株主構成の変化や外国人株式保有比率等を総合的に勘案し、現時点では招集通知の英訳は行っておりません。ただし、今後、株主構成が変化したり外国人株式保有比率等が一定程度まで増えたりした場合(例えば、外国人株式保有比率が20%を超えた時点)においては、必要に応じて適宜対応してまいります。
その他	臨時報告書において、株主総会議案の決議結果について報告・開示しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算時に決算説明会を開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページ「株主・投資家情報」において、決算概要・決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・株主総会資料など投資判断に資する資料を適時掲載しています。 https://www.jalux.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部 広報IR課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「幸せづくりのパートナー」の企業理念に基づき、良き企業市民として、その社会的責任を認識し、高い倫理観をもって、常に社会とお客様にご満足いただける商品・サービスを提供し、広く社会に貢献し得る企業グループを目指します。
環境保全活動、CSR活動等の実施	企業の社会的責任(CSR)を積極的に果たすべく、グループ一丸となって、CSR活動に取り組んでいます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、社会通念上、企業秘密と認められるものを除き、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

□基本的な考え方及び整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する体制に関する事項

- ・取締役は、法令に定められた取締役の忠実義務及び監督義務に則って職務執行を行います。
- ・取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画を決定し、定期的に状況報告を受けます。
- ・社外取締役を継続的に選任し、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。
- ・社長の諮問機関である「コンプライアンス委員会」を核として、グループ全体のコンプライアンスの推進・啓発に努めます。
- ・「JALUXグループ行動指針*」を策定し、グループ全体のコンプライアンス意識の徹底を図るための体制を整えます。
- ・「社内相談・報告制度」を活用して、当社グループ役社員全体で公正で誠実な組織運営を推進しています。
- ・内部監査部門が、内部統制システムが有効に機能しているかの確認を行います。

(2) 取締役の職務執行にかかる情報の保存・管理に関する事項

- ・重要な会議の意思決定にかかる文書及び重要な決裁にかかる文書は、文書取扱規程に基づき保存・管理します。
- ・情報が記録されている媒体を問わず、管理責任者が内容の重要度に応じ情報を分類して利用者に取り扱いを指示し、情報のセキュリティの向上・維持及び情報の共有体制を整えます。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項

- ・当社のリスクを管理するために「リスク管理基本規程」を制定すると共に、リスクが具体化し対応すべき危機が生じた場合に備え「危機管理規程」を設け、当社に生じる損失の最小化に向けた体制を講じます。
- ・当社のリスクを管理するにあたっては、リスクの特定、評価、及び対応策の構築など、適正な管理体制を設けることにより、損失の危険の管理体制を維持します。
- ・当社に損失の危機が生じた場合に備え、BCP(事業継続計画)、防災対策、食品事故発生時の対応など、当社としての危機管理対応計画を講じ、必要に応じ見直しの上、適切な管理を行います。
- ・投融資活動については、専門的見地からのリスク分析と収益性を検討する「投融資審査会」により、案件ごとにリスク・リターンを分析・把握の上、所要の手続きをもって意思決定を行い、そのリスクを管理します。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する体制に関する事項

- ・取締役の職務を取締役会規程で明確にし、職務権限規程、業務分掌規程に基づき職務を適正に執行します。
- ・組織、業務の簡素化に関する各種施策、及びITの適切な利用等を通じて業務の効率化を行います。
- ・経営目標を効率的に達成できるよう、全社最適の組織編成を行うとともに、組織の指揮命令系統を明らかにし、目標の達成に必要な範囲で、各部の長及び管理職に権限を付し、適時報告を行う仕組みを講じます。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制に関する事項

- ・「子会社を管理する組織を定め、月次ごとに各子会社の業績や効率性を定量的に把握するとともに、コンプライアンスや事業効率、リスク管理などの定性的な課題を把握・対応するための連携体制を構築します。
- ・子会社の経営は、自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告及び重要案件の事前協議を行います。
- ・当社の内部監査部門が、子会社に対する監査を実施します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役を補助すべき使用人については、監査役スタッフを置きます。
- ・監査役スタッフは監査役の業務指示・命令を受け、その人事については、取締役と監査役が協議し、合意の下に行います。
- ・監査役スタッフが他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先して従事します。

(7) 当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人等が、当社監査役会または当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

- ・監査役は、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、すべての稟議書の報告先に規定され、会社経営及び事業運営上の重要事項ならびに業務執行状況の報告を受けます。
- ・当社の内部監査部門が実施した監査結果は、監査役にも供覧します。
- ・「社内相談・報告制度」において、法令・定款違反その他の重要案件はすべて監査役に報告するとともに、相談者・報告者が相談・報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を整備します。

(8) 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項

- ・監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求があったときは、「監査役監査規程」に従い、速やかに処理を行います。

(9) その他監査役会または監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する事項

- ・監査役会の要請あるいは必要に応じて会計監査人、取締役、使用人等から随時報告を行います。

□業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取り組みの状況

当社は、2019年度において、取締役会を12回開催し、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い相互に監督を行いました。

また、社長の諮問機関である経営戦略会議を39回開催し、上記取締役会に付議すべき事項及び経営政策、戦略ならびに経営管理事項、その他経営に関する一切の重要な事項の報告及び審議、ならびに討議をし、会社経営の円滑かつ迅速な遂行を図りました。

(2) コンプライアンスに関する取り組みの状況

コンプライアンス違反の未然防止及び事象発生時の対応について、その方針ならびに施策・対策に関する事項を審議ならびに討議し、社長執行役員による決裁に基づき、コンプライアンス経営の推進を目的としたコンプライアンス委員会を設置しており、4月、8月、11月、2月にそれぞれ開催しました。

当社は、取締役及び使用人が法令及び企業倫理を遵守した行動をとるための基準として「JALUXグループ行動指針」を定めており、2019年度においても、当社及び子会社において社内セミナー及びコンプライアンスへの理解を深めるための取り組みを継続的に行いました。また、「社内相談・報告制度」に基づき外部及び内部に窓口を設置し、社内報や社内セミナー等を通じて、制度及び窓口の周知を図るとともに、2019年度において寄せられた相談・報告を監査役に報告しています。

(3)情報の保存及び管理に関する取り組みの状況

当社は、文書取扱規程及び文書保存規則に基づき、株主総会議事録及び取締役会議事録を法定備置期限である10年を超えた永年保管としているほか、その他の重要な会議の意思決定にかかる文書、議事録及び重要な決裁にかかる稟議書等の保存及び管理を行っているところ、2019年度においても周知・運用しています。

(4)損失の危険の管理に対する取り組みの状況

当社は、職務権限規程及び諸規程に基づき、個別事案毎のリスクの評価と対応策を講じるとともに、投融資案件については、2019年度において投融資審査会を17回開催(26議案)し、リスク分析と収益性等の検討を行ったうえで意思決定を行いました。また、大規模災害、食品事故等重大事故発生時に損失の低減と適切な対応を図ることを目的に、事業継続計画書及び防災対策、危機管理、食品事故防止、危機管理広報の各マニュアルを作成しており、2019年度においても周知・運用をしています。

(5)当社グループにおける業務の適正の確保に対する取り組みの状況

当社は、JALUX経営方針に基づいてグループ企業価値の向上を図るため、各子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程に従い、子会社の業績及び活動状況の報告を受け、取締役会及び経営戦略会議に報告を行うとともに、事前協議事項について審議を行っており、2019年度においては、内部監査部門が子会社4社の内部監査を実施しています。

(6)監査役の監査の実効性を確保するための取り組みの状況

常勤監査役は、2019年度において、取締役会、経営戦略会議、投融資審査会等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べています。また、代表取締役との意見交換を随時行うとともに、会計監査人、監査役、内部監査部門による三様監査会議を4回開催し、情報の共有と連携を行いました。

また、上記に加え、常勤監査役は内部監査部門から定期的に内部監査報告を受けるほか、子会社の往査を通じて適宜情報の提供を受けています。

*JALUXグループ行動指針は、弊社ホームページに掲載しています。

<https://www.jalux.com/profile/vision.html>

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

「JALUXグループ行動指針*」に規定されている、反社会的勢力の遮断を、JALUXグループ全ての役社員が遵守しなければならない行動の基準としています。

・反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な問題解決を図ることなく、毅然とした態度で対応します。

・反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある取引先とは、いかなる取引も行いません。

□反社会的排除に向けた整備状況

・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、弁護士、専門コンサルティング等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

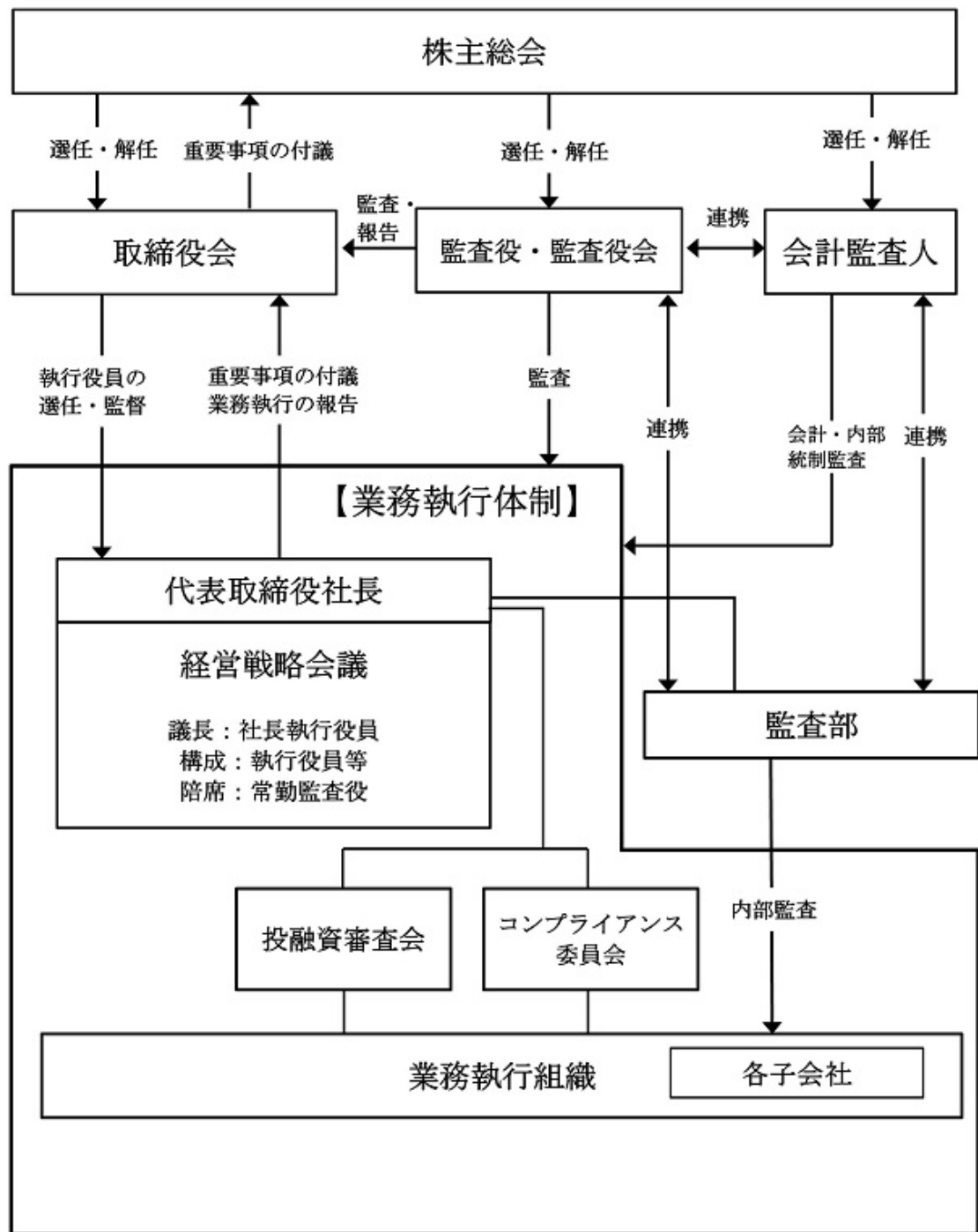
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループ全ての役社員がとるべき行動規範として「JALUXグループ行動指針」を制定し、情報開示に関して「株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、社会通念上企業秘密と認められるものを除き、企業情報を積極的かつ公正に開示します。」と定め、この周知徹底及び実施にグループ一体となって取り組んでいます。

また、「JALUXグループ行動指針」とともに「インサイダー取引防止規程」「情報セキュリティ規程」など、会社情報の管理に関連する社内規程を制定し、迅速かつ適正な会社情報の開示を実践する体制を構築しています。

《コーポレートガバナンス体制》



《適時開示体制の概要》

